

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成20年3月19日(水)午後2時から午後4時まで

第2 場所

千葉家庭裁判所大会議室

第3 出席者

1 委員

穴沢 勝，久保形法子，小林和明，柴橋祐子，陶山嘉代，染谷俣子，
寺尾 洋，中野康男，岩網敏雄，西 英敏，羽間京子，増田暢也
(五十音順，敬称略)

2 説明者

松野 勉，河上良一，山田 稔，谷口康二

第4 テーマ

試験観察

第5 冒頭手続

1 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり，寺尾洋千葉家庭裁判所長からあいさつがされた。

2 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について，中須賀亮子
事務局長から紹介された。

第6 議事

1 委員長の指名

千葉家庭裁判所長寺尾洋を委員長とすることで全会一致した。

2 「第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書」の参考配布

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」

から送付されたアンケート調査についての集計結果報告書を委員に参考配布した。

3 「地家裁委員会テーマ等一覧」の参考配布

平成18年度及び平成19年度4月から9月までの全国地家裁の裁判所委員会テーマの一覧表を委員に参考配布した。

4 「法の日」週間広報行事の開催結果報告

「試験観察」をテーマとして平成19年10月22日に開催された広報行事について、戎史木総務課課長補佐から次のとおり説明があった。

- (1) 千葉市文化センターにおいて開催された「法の日」週間広報行事は、メインテーマとして、「少年が本当に欲しかったものは？～ある窃盗事件の模擬審判を通して見た少年非行の真実～」と題し、2部構成の内容で千葉家裁の少年事件に対する取組などを紹介したものであり、定員を超える90名以上の来場者があった。
- (2) 第1部では、「少年非行の現状と模擬審判」と題し、千葉家裁で扱う少年非行の概況や少年事件の手続等を解説した上で、窃盗事件を題材に模擬審判が行われた。なお、模擬審判は、少年調査官室が中心となって作り上げた千葉家裁オリジナルの脚本であり、キャストも裁判官をはじめ全員が千葉家裁の職員によるものである。
- (3) 第2部では、「試験観察って何？」と題し、試験観察の意義、目的、千葉家裁の取組などを紹介しながら、少年事件の特徴や少年に対する家裁の対応についての説明が行われた。

5 テーマ「試験観察」

- (1) テーマの協議に先立ち、まず、千葉家庭裁判所における平成19年の少年事件の動向について、河上良一少年首席書記官から次のとおり説明があった。

ア 少年事件新受事件人員の推移

平成19年1月から12月までに、千葉家庭裁判所管内に送致のあった

少年事件新受事件人員の総数は8,666人であり、平成18年の9,871人と比較して1,205人、率にして12.2%の減少となっている。

ちなみに、平成17年は10,263人で、平成18年は対前年比3.8%の減少であったが、平成19年は12.2%と大きく減少した。なお、この傾向は、全国の推移と同様である。

イ 事件種別の動向

千葉家庭裁判所管内に送致のあった一般保護事件、例えば窃盗、占有離脱物横領、強盗、殺人等の保護事件についての新受人員は、平成19年が4,605人、平成18年が5,409人であり、804人、率にして14.8%の減少となっている。

交通関係事件、すなわち業務上過失傷害、自動車運転過失傷害及び危険運転致死傷の保護事件の新受人員は、平成19年が2,508人、平成18年が2,774人であり、266人、率にして9.5%の減少となっている。

道路交通法違反保護事件の新受人員は、平成19年が1,475人、平成18年が1,620人であり、145人、率にして8.95%の減少となっている。

以上を見ると、全体的に減少傾向にあるところ、一般保護事件については、大きく減少している一方で、凶悪な事件（例えば中学生による殺人事件、親を殺そうとして未遂に終わった事件等）は増加している。

ウ 一般保護事件の終局区分の構成比

平成19年の一般保護事件（業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷、危険運転致死傷事件を含む）の終局区分としては、平成19年の既済人員は7,525人である。このうち、検察官送致が138人で1.8%、保護処分としての保護観察が732人で9.7%、少年院等送致（児童自立施設）が214人で2.8%となっている。

不処分は、720人で9.6%となっており、保護観察とほぼ同様の割合となっている。不処分とは、審判を行った結果、保護処分に付する必要がないと認めるときになされる決定（法23）であり、結果として少年は少年院送致や保護観察といった処分は受けないが、宣告に至る過程では、調査や審判があり、調査官は少年や保護者等関係者に適切な助言・指導等を行い、裁判官は直接の指示や訓戒などを行うなど、少年の保護や育成に有効な手続が実施されている。

この他に、非常に少ない件数ではあるが、非行なし不処分、審判条件の欠如による不処分がある。

審判不開始は、4,860人で64.6%と終局区分の大半を占めている。この審判不開始とは、審判を開かずに事件を終局させる手続であり、調査官による調査のなかで、指導、助言等のほかに、駅前街頭清掃活動、フラワーオペレーション、里山整備活動、保護者会など幅広い保護的措置を講じたり、軽微な事件については書類審査によって結論を導くものまで、審判不開始に至る過程はさまざまである。

エ 一般保護事件における試験観察

保護処分を決定するために必要があると認めるときは、決定をもって相当の期間少年を調査官の観察に付することができる（法25）と規定されており、これを一般に試験観察と呼んでいる。試験観察は少年に対する終局決定を留保し、少年の行動等を観察するために、中間決定としてとられる措置である。千葉家裁で平成19年にこの試験観察を受けた少年は61人であり、内訳は、家裁調査官の観察に付した少年が53人、適当な施設、団体又は個人に補導委託した少年が8人となっている。

- (2) 次に、家裁調査官から千葉家庭裁判所における試験観察の取組などについて紹介した。まず、山田稔総括主任家裁調査官から、試験観察の概略及び在宅試験観察について、次のとおり説明があった。

ア 非行（犯罪）があると、まずは警察が調べ、検察を通過して家裁に送致され、家裁が事件を受理することとなる。警察、検察は犯罪の捜査機関であるから、捜査を行い、これが終了して事件を家裁が受理した時点から、手続は家裁にバトンタッチされ、家裁の審理、事実の認定と処遇選択、処分の決定手続に入ることとなる。大きな事件が発生すると少年の重大事件として報道されるが、その後は、家裁送致となったとか、しばらくして家裁の処分が出たというような、いわゆる入口と出口しか報道されておらず、また、家裁の手続が非公開なことから内容が国民に分からないというのが実情と思われる。しかも、家裁の処分としては、調査官の指導にとどまるだけで審判を開かない審判不開始、審判を開いても保護処分に付さない不処分が事件全体の7割を占めている。しかし、実際には不開始、不処分でもその結論にいたる審理の過程、調査官や裁判官による教育的関わりがあり、これを家裁では保護的措置といっている。この保護的措置において千葉家裁では独自の取組、試みがある。

イ 保護的措置は大きく分けて、調査官が調査の段階で行うものと、一度審判を開いた上で裁判官が少年を試験観察に付してから行うものとの2段階があり、千葉家裁では、この調査官の保護的措置に際しても、各種講習や保護者会を含む7つのプログラムを作って積極的な関わりを続けている。本日は、調査を経て裁判官が審判を開始し、最終処分を留保して一定期間、調査官の観察に付す試験観察制度を紹介し、さらに、この段階で講じる保護的措置、教育的関わりについても紹介する。

ウ 試験観察とは調査官による調査後、審判で少年に対する最終的な処分が行われる前の中間的な処分として行われるものであり、少年を家に帰らせる在宅試験観察と住み込みで働く身柄付き試験観察の2種類がある。

エ まず、試験観察の一つの柱である在宅試験観察について説明する。

従来型の試験観察については、裁判官が担当調査官を指定して試験観察

に付すことから，ここでは「調査官請負型」と呼ぶこととする。調査官は，おおよその期間と達成目標，遵守事項等を定めて少年を裁判所に呼び出し，家庭訪問，学校訪問等を続けて，テストやカウンセリング的関わりを通して少年の生活，行動を見守り，最終的な処遇意見を提出する。多大な労力と長い時間を掛けて大きな改善を遂げることもあれば，期待に反して残念な結果に終わることもある。

オ 次に，千葉家裁で取り組んでいる在宅試験観察のモデルについて説明する。これはいわば「協働型」の試験観察という類型である。ここ数年，千葉家裁では「関わりのシャワー」の合い言葉のもと，民間の方々やNPO団体との積極的な連携を模索，導入してきた。試験観察の責任は担当調査官にあるが，担当調査官一人が丸抱えするのではなく，試験観察において，各種ボランティア団体，学校，地域社会と連携した豊富なメニューを少年・保護者に呈示し，積極的に参加を促すことで少年・保護者間の関係改善や学校，地域，職場等での適応等を促すなどして，少年と調査官との一対一の関わりから，一対多の力で少年の更生自立を図ろうと考えている。こうした多くの人々との関わりによる経験，愛情，注意等の力が，本当に少年を立ち直らせる力になっていると実感している。

カ 千葉家裁の協働的な試験観察のプログラムは，大別して保護者会と各種ボランティア活動への参加指示の2つに分けられる。

保護者会とは，平成12年の改正少年法の施行に伴って保護者に対する措置を講じることが明文化されたことを受けての保護者に対する積極的な働き掛けである。千葉家裁では，講習型とじっくり型の2タイプの保護者会を行っている。講習型は，調査段階で不開始や不処分意見となるような比較的軽微な事件を起こした少年の保護者に対し，希望する者に集ってもらい，子育てや非行問題に詳しい専門家，有識者の講義を受け，その後ゲストを交えて保護者同士で話し合ってもらうものである。じっくり型

は、主に審判で試験観察になった少年の保護者に集まってもらって、保護者どうしでじっくり話し合ってもらって試験観察中の少年の保護者を対象とした保護者会である。大きな事件を起こした少年の保護者は、例えば病気や怪我であればいろいろな人に相談することはできても、少年非行であれば人に相談することもできず、なかなか苦しい胸の内を吐露したり、打ち明けたりすることができないため、その結果、また少年を叱ったり、夫婦や家族でいがみ合ったりしてますます少年の更生を難しくしてしまっていることがままある。こうした保護者を少しでも楽にして、再び子供と向き合ってもらって力添えを狙った保護的措置である。

これらのほか、千葉家裁では、問題群別の保護者会を企画するなど、年に5、6回の保護者会を企画、実施している。

各種ボランティア活動への参加指示とは、様々な人達、会社や団体等の協力を得て試験観察の期間に少年・保護者に、街頭清掃活動、里山整備活動、フラワーオペレーションなどの様々な経験や体験をしてもらおうというものである。各種ボランティア活動に関しては、実際の試験観察の実例を示しながら後ほど説明する。

キ 以上のように千葉家裁では、試験観察を従来型である調査官請負型から、調査官が責任を持ちながらも豊富なメニューと沢山の人々の力や知恵、情熱をお借りしながらみんなで関わり、みんなで応援する協働型の試験観察へシフトし、着実な手応えと成果を上げている。担当調査官は、少年・保護者の特質を踏まえ、もっともふさわしい保護的措置を選択し、もっともふさわしい時期に措置を講じるコーディネーターへとその役割を変化させている。

もちろん、従来と同様に個別面接やカウンセリング的な関わりをしたり、面接時に個別指導や生活点検、心理テストの実施とその結果の説明等も実施しているが、千葉家裁では従来型においても、保護者を保護者会に勧め

たり，親子で街頭清掃活動をさせたり，フラワーオペレーションや里山整備活動に参加させるなどして親子の触れ合いを促しつつ，様々な人との関わりのシャワーを経験させるという，複合的，行動的な試験観察を行っている。

ク 昨年10月に千葉家裁が主催した法の日週間広報行事での模擬審判を題材に，千葉家裁における在宅試験観察の実際を説明する。

千葉市文化センターで実施したこの行事には約90名の来場者と多数のマスコミの取材を受け，大盛況であったことは，先ほど課長補佐が報告したところである。また，本年2月には千葉県内の高等学校の指導担当教師約200名に対して再演し，非公開の家裁の手続を分かり易く具体的に披露して理解と協力を求めた。

(ア) 模擬裁判では，川野秀一君(仮名)による原動機付自転車の窃盗と無免許運転のケースを取り上げた。

(イ) 川野君は，単にバイクに乗りたかったのではなくて，離別した母親に会いたかったことが分かり，家族関係の再構築を狙って成田調査官の在宅試験観察となった。成田調査官は，複雑な思いを胸に秘めて悩みや苦しみを語ることのない川野君に生活目標，行動目標を示しつつ，学校と連携を図って学校生活や交友関係の点検を続け，面接に併せて箱庭を利用するなど従来型のじっくり構えた試験観察のカリキュラムを作成した。

(ウ) その一方で，親子関係の改善，再構築を狙って親子で各種ボランティア活動に積極的に参加させた。川野君は，父とは千葉駅前の清掃活動や里山整備活動に，祖母とはフラワーオペレーションに参加させることとした。

(エ) 父と行った千葉駅前清掃活動とは，千葉家裁がNPO法人の「友懇塾」とのコラボで実施しているボランティア活動であり，これまでに何度もマスコミに取り上げられているものである。平成17年から現在ま

でに60回以上実施され、参加者は、延べ1000人にも達する規模となっている。内容は、月2回、第1、第3金曜日の午後7時から1時間半程度にわたって、ペットボトルや煙草の吸い殻等のゴミ拾いをするというものである。単純明快なボランティアながら、やった成果が明快に現れること、非行という行為で叱られ、罰せられるという立場から、通りがかりの人から褒められ、感謝されるという立場の逆転が体験できること、何よりもすっかり稀薄になっていた親子の触れ合い、助け合いが経験できることなどの効果がある。また、繰り返し参加することで多くの人と触れ合い、視野を広げ、反省や更生を確実にする効果も確認されている。

(オ) 父と参加した里山整備活動は、先の友懇塾が、千葉県、JT、地域のボランティアとともに千葉家裁とコラボで実施している野外型のボランティア活動である。市原市にある県民癒しの森を県が各種NPO団体に下草刈りや歩道の整備等を委託しているものである。少年・保護者や裁判所がこの森の一区画に出向いて一日かけて下草刈り、食事作り、箸作り、レクリエーションなどの自然体験や触れ合い体験を行っている。自然で癒され、労働の厳しさと楽しさを味わい、少年が父の背中を見る喜び、父が子の真の姿を見る驚きを通じて親子関係の改善や多くの人との触れ合い、関わり合いを体験してもらうことが狙いである。

(カ) 川野君は、いがみ合っていたおばあちゃんとフラワーオペレーションに参加した。これは、調停委員の有志で結成された「千葉少年友の会」という少年の健全育成を支援する団体と成田にある民間の「花卉生産農場」の全面協力を得て千葉家裁が行う野外型、農業体験型のボランティア活動である。親子が多くのボランティアと一緒に花の苗の植え付けや手入れをして汗を流すだけでなく、その後の懇談会でも多くの人に触れ、さらには御褒美に貰った花の苗を親子で持ち帰って育ててもら

うことで保護者にはもう一度子育ての奮起を，少年には命あるものを育むことの大変さと有り難さを実感してもらうことを狙ったものである。

この活動がボランティアになるゆえんは，参加者全員の作業に見合う労働報酬分として，花の苗を農場から一年を通して寄贈してもらい，千葉市にある特別養護老人ホームに設置した花壇に植え付けていることにある。少年，保護者にはいつでもホームを訪ねて花壇を見ることができるといふ経験を持たせる上でとても有効な活動となっている。まさに関わりのシャワーの力がここでも発揮されているといえる。

(3) 次に，身柄付補導委託について，谷口康二家裁調査官から次のとおり説明があった。

ア 補導委託とは，担当調査官の観察のほか，保護者以外の適当な施設，団体又は個人に，少年の補導を委託し，その補導委託先の指導と相まって少年を観察する制度である。

イ 補導委託には，少年を施設や民間の篤志家に1日24時間預け，そこで生活をさせる「身柄付補導委託」というものと，数日間，老人ホームなどの社会福祉施設などでボランティア活動や職業体験をさせる「短期補導委託」と呼ばれるものがある。

ウ 身柄付補導委託の主な目的は，日々の生活の中で，受託者の家族との温かい触れ合いを経験させ，生活習慣や社会人としての心構えを身に付けさせ，さらには，家族や他人との付き合い方を見直させるところにある。

少年は可塑性が高く，最終決定のときまで見違えるほど変化するため，調査官にとっても少年を引き受ける受託者にとっても，試験観察は大変やりがいがあるものである。

かつては，経験豊かで実績のある委託先が千葉にも数多くあったが，受託者の高齢化や仕事の減少などの事情で年々その数が減っているのが現状

である。最近では、新たな補導委託先の開拓が、家庭裁判所の抱える課題の一つとなっている。

もし、少年の更生に熱意があり、補導委託を引き受けてみようという方や、適任と思われる篤志家を御存じの方は、是非、紹介いただきたい。

エ 補導委託先の責任者を「受託者」というが、その条件や資格は何もなく、愛情と熱意を持って少年を指導していただくことだけである。ただし、少年を預かるために適当な環境や設備を整えること、また、少年審判の非公開性の観点から、少年の秘密を守ることが必要となる。

オ 補導委託先が少年を預かる期間は、少年の状況によって異なるが、おおよそ3箇月から4箇月程度である。この間の生活状況等を踏まえ、裁判官から最終的な処分が審判において決められる。

カ 補導委託制度はボランティアであるため、受託者への報酬は支払われない。ただし、受託中に必要となった食費、交通費、被服費、日用品費などの諸費用については、規定に基づき、その費用の全部又は一部が家庭裁判所から支払われることになっている。

キ ある少年の身柄付補導委託を受けているときの感想文を紹介する。

僕がこの委託先に来てから、もう3か月がたちました。この3か月間で、僕の周りの環境や生活が一変しました。ここでの仕事は初めてでしたが、仕事に対しても、生活に対しても、責任感がついたと思います。自分勝手なことや相手のことを考えない行動をすると、他の人に迷惑をかけるという当たり前のことに気づいていなかったと思います。仕事を通じていろいろなことを学べたと思います。時には厳しく自分の悪いところを叱ってくれただんなさんや、その場の雰囲気をも明るくしてくれたり、とても優しくしてくれた奥さんや、仕事をていねいに教えてくれた委託先の先ばいや、みなさんに感謝したいと思います。

受託者夫婦が提供する温かい家庭的な雰囲気や、従業員の協力のもとで、少年がこれまでの行いについて内省を深め、責任感や感謝の念を持つまでに成長したことを読みとることができるものである。

ク 短期補導委託とは、少年の身柄は保護者のもとに置いて、短期間の職業体験などをさせるというものである。

先程紹介した街頭清掃活動や里山整備活動などの社会奉仕活動が一日単位で終了するのに比べ、短期補導委託では、委託先に少年を数日間通所させ、受託者が継続して少年の指導に当たるのが特徴である。対人関係が不得手であったり、ひきこもりなどの社会適応上の問題を抱える少年も積極的に引き受けていただいている。参加した少年にとっては、人間関係のあり方を見つめ直したり、思いやりの心を学んだり、働く意欲を身に付ける上で貴重な社会資源となっている。

ケ 身柄付補導委託は、少年を引き取って全面的に指導、支援するものであるため、極めてやりがいや手応えのある活動だが、その分負担は大きく、家族や従業員の理解がないとなかなか続かないものである。繰り返しとなるが、少年の健全育成に関心のある雇い主の方、適任と思われる方を御存じの方は、最初は、短期補導委託からでも結構なので、ぜひ御紹介いただきたい。

(4) 再び、山田稔総括主任家裁調査官から、本日の家裁委員会での検討事項について、次のとおり説明があった。

ア 最後に、本日この委員会において検討、助言をいただきたい3項目について説明する。

1つは、『千葉家裁の保護的措置の取組、協働型の試験観察の実施は、少年の更生や健全育成のために有効に機能しているか。』である。

平成17年以降、全国の家裁に先駆けて千葉家裁が積極的に展開してきた保護的措置の取組、協働型の試験観察の実施は、少年の更生、健全育成

のために有効に機能していると自負しているところであるが、本日の委員会ではこれに対する評価、点検をいただき、今後の千葉家裁の進むべき方向、展開について指導や助言をいただきたい。

イ 2つ目は、『「家庭（少年・保護者）を孤立させない社会」の実現に向けて何をすべきか、何ができるのか。』である。千葉家裁のコンセプトである「家庭を孤立させない社会の実現」に向けて家裁は何をすべきか、何ができるかについても検討、討議をいただきたい。少年は、地域で生まれ、地域で育ち、ある時期地域で非行を犯して鑑別所や少年院に入ることもあるが、いずれ地域に戻って生活をスタートすることになる。そのためにも、地域や社会から孤立させない、排除で終わらない社会の実現を目指している。関わりのシャワーは、少年・保護者の応援団でもある。しかしながら、少年法の手続は非公開が原則であることから、広く国民にPRするのも難しいところがあり、国民や被害者から誤解されたり、理解を得られないというもどかしさもある。千葉家裁の様々な取組は、少年と地域や社会をつなげるためのささやかながら大切な取組と考えている。昨年2回行った模擬審判も国民の理解や納得を得るための千葉家裁の取組の一つである。特に本年2月、高等学校の生徒指導担当教諭ら約200人の前で実施したときは大変好評であった。本日の委員会では、これから家裁に何ができるか、何をすべきかについても御意見をいただきたい。

ウ 3つ目は、『家庭裁判所の理解者や応援団の拡大、補導委託先や職業補導先の拡大、確保を図るには、どうしたら良いか。』である。少年・保護者や家裁に対する理解者や応援団をいかに確保するか、拡大するかに関して助言をいただきたい。民間活力、民間資源のパワーは、孤立した家庭、少年・保護者にとって非常に貴重であると共にものすごい力となり得るものである。裁判所による処分や教育的な関与で指導しても開かなかった少年の心が、愛情を持った一般の方からの声掛けや関わりで大きく変わるこ

ともある。千葉には、色々な経験を有し、大きな力を持った人、会社、団体等が多く存在する。例えば、成田の農園の経営者もフラワーオペレーションを始める前は非行少年のことを怖がっていたが、今では、千葉家裁の力強いパートナーとなっている。こうした社会の力をいかにして家裁が発見し、開拓し、資源として活用するか、また、非公開手続という制約のなかで家裁がどのような広報をし、家裁のことを知ってもらい、理解してもらい、応援してもらうかについて、委員の方々の様々な視点、観点から助言、指導をいただきたい。

6 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員長

試験観察とは外部から分かりにくい制度だと思われるが、試験観察については、最近ではどの裁判所でも関係団体の協力を得てメニューを増やしているところであり、特に千葉家裁では活発な活動が行われていることから、テーマとして取り上げた次第である。

試験観察は最終的な処分ではない。少年に対する審判では、少年院送致や保護観察など最終的な保護処分を決定するが、その最終的な保護処分を決める前に少年の様子をみるという中間決定である。その意味で試験観察はあくまでも保護的な措置であり、最終処分を決める過程の1つであるという位置付けのものである。

委員

確認したいことが2点ある。協働型は千葉家裁独自の取組であるということだが、1点目は、この取組はいつから行われているか、2点目は、この取組は千葉家裁が独自に開発したものなのか。

説明者

先程紹介した取組は、平成17年から次々と立ち上げられたものである。平成17年、平成18年とメニューが増え、平成19年に定着した。これらのメ

ニューについては、単発で実施しているものは他の家裁にもあるが、試験観察に組み入れて実施しているのは、千葉家裁独自の取組といえる。

委員

最近できたものであるということか。すばらしい取組であると思う。

委員

千葉少年友の会は、フラワーオペレーションにおいて、調停委員のOBが活動している。農場や老人ホームとの協力態勢など、千葉家裁の取組はすばらしいものであり、もっと宣伝をしてよいものと思う。

委員の皆様からの更なるPR活動をしていただき、少年の受け入れ先の開拓をしていただきたいと思う。受け入れ先は最近は減少していると聞いているので、委員の皆様には、よろしく願いしたい。

委員長

少年たちの立ち直りを支える少年友の会というものがある。全国的とまでは言えないが、ほぼ各県に存在している。千葉では、少年友の会にフラワーオペレーションをやってもらっている。

委員

2点質問したい。1点目は、どのような少年を試験観察の対象としているのか。言い換えると、試験観察の対象にはどのような少年まで広げることができるのかというものである。2点目は、61人の試験観察のなかで、何人くらいが不処分となるのか。また、試験観察がうまく行かずに保護観察等の処分になるのは何人くらいいるのかというものである。

説明者

試験観察に付するのは、ある程度非行の重い少年がほとんどである。手元に資料がないので、一般的に申し上げると、少年院で教育を受けさせるべきかそれとも保護観察とするかの境界にいる少年が多い。施設内での教育ではなく、周囲の人たちの協力等を含め、少年本人による立ち直りができるかどうかの可

能性を試すために試験観察を行うのが一般的である。非行の重い少年であれば矯正施設に入れ、非行の軽い少年であれば保護観察にするというのが、一般的な感覚である。試験観察中は、このような境界線上という緊張の状態で行われていることもあり、大体が成功し、施設に入るのではなく保護観察で終わる例が多い。

委員

最終的には、保護観察という処分が多いということか。

説明者

そうです。不処分で終わることもあるが、そういう事案であれば、審判前に家裁調査官による保護的措置を行った上で試験観察に付することなく不処分が終わるということが多い。

委員

受託者は何人くらいいるのか。

説明者

徐々に減ってきている。千葉家裁が中心となっている施設は3箇所あるが、そのうち、実際に少年を預けることができるのは、千葉県内の1箇所だけである。減ってきているのは、預けることのできる施設が見つからないためである。千葉から少年をお願いできる関東内の近隣県で数箇所あるという状態である。

委員

受託者の募集活動は、どのように行っているのか。

説明者

今回のような機会において説明をしたり、自薦・他薦を当職が窓口となって受け付けている。「ニュース番組の特集を見た。」とか「パンフレットを見た。」ということで当職あてに連絡があるのが、月に何件かあり、当職が施設の様子を見に行っている。そして、当職が実際に現場を確認し、試験的に少年を預けてみている。

委員長

試験観察については、広報することは良いと思うところではあるが、一方、少年事件の手続は非公開であることもあって、一般的なPRは行いにくいことから、受託者の開拓には、個別的に受託者を募集していく方法が中心となっている。

このほか、試験観察において、少年にさせてみれば良いのでは、と感じられたことをお話し願いたい。

委員

千葉家裁はとても良いことをされていると思う。東京からの発信でなく千葉が先行しているということは、喜ばしいことである。

2点質問をさせていただきたい。1点目は、受託先が辞めるときの事情はどのようなものかというものである。2点目は、少年に行なわせることとして、バンド活動をさせてみてはどうかというものである。暴走族の少年のエネルギーをバンド活動によって発散させるという話をよく耳にするが、どうか。

説明者

1点目について、もともと千葉県には理解ある篤志家が多い地域である。受託先を辞める理由は主に2つあり、1つは、受託者自身が高齢のため、体力が続かないというものである。また、少年の面倒を見るのは受託者だけでなく、受託者の奥さんが支えているという、いわば、少年の仕事の指導は受託者である旦那さん、少年の生活はその奥さんというところが多い。そのような状況で、奥さんが高齢となったり、お亡くなりになったりすることになると、旦那さんとしては受託者を辞めざるを得ない。このほか、旦那さんの仕事について、後継者がいればよいが、一代限りのところでは家業が終わってしまうことになり、受託者も辞めることになる。2つ目は、受託者自身に仕事がないということである。受託者自身は仕事を続けたいが、例えば建設業のように仕事自体が減っている、あるいは無くなったというところが多い。現在は、飲食業の

ように、少年が好みそうな仕事の受託者を探しているところである。ただ、昔は貧困が非行の原因であるため、生活ができさえすれば少年は立ち直れるというケースがほとんどだったが、今日は貧困とは関係ない非行も多く、少年の実家よりも受託先の方が経済的に苦しいというところもある。

2点目について、少年に関わっていただいている人にはいろいろな方がおり、小田原にはダンスの先生で清掃活動に協力してくれている方がいる。

委員

補導委託は、熱心な家裁調査官とごく少数の受託者で支えられている感じであり、近い将来には消滅するのではないかと思われてくる。また、ここで使われている用語は、我々の使用するそれとかけ離れたものであり、例えば、「最終処分」や「可視化」などと言われても、我々としては二の足を踏むことになる。私自身、国税モニターをしていたときに税務署に対して、生活とかけ離れた言葉を使用するのは良くないと言ったことがある。

委員長

裁判員制度の広報でも言われているとおり、用語については、分かりやすくするよう努力しなければならないと思っている。我々が普段使用している言葉でも、一般に馴染みがないものが多くあることを十分認識する必要がある。

委員

「身柄付き補導委託」という言葉を本日初めて見て驚いた。

委員

試験観察において、このようにバリエーションのある取組をされているという事に驚いた。

補導委託は、民間の篤志家だけでは限界があると思う。東京や横浜ではNPO法人の協力の下、多くの子どもたちに社会復帰の機会が与えられるよう子どもたちを預かって自立を支援している。千葉でもそのようなところと提携できれば、もっと活動が広がることになると思われる。

委員

平成17年にスタートした取組がこれほど効果が上がっているのは、家裁のみの力によるものだけではないと思われる。千葉家裁のような「関わりのシャワー」というアプローチやシステムは全国にはないのであるから、千葉家裁が引っ張っていってほしい。

試験観察の結果、少年院送致となる少年よりも保護観察処分を受ける少年が多いのであれば、保護観察所との連携も課題になると思う。

模擬審判を学校関係者の前で実演するのは良いことだと思う。学校関係者にも家庭裁判所で何が行われているかが、よく理解されていないと思われるからである。

委員

他県との連携はどのようなものがあるのか。

委員長

補導委託先の共同利用ということで、他県の委託先に千葉の少年をお願いしていることもある。

7 次回のテーマ

次回は「家事調停」をテーマとする。